

# 災害時における物資の供給等に関する協定書

令和2年10月20日

富 士 見 市

株式会社LIXILビバ

## 災害時における物資の供給等に関する協定

富士見市（以下「甲」という。）と株式会社LIXILビバ（以下「乙」という。）とは、富士見市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）、生活物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るとともに、一時避難が必要な市民（以下「避難者」という）に対し避難場所を提供するため必要事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 災害時等において甲が乙に協力要請する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙は、甲の要請に基づき乙の営業に支障のない範囲で乙の志木店（以下「乙店舗」という）から生活物資を供給すること。
  - (2) 避難者に対して乙店舗の駐車場（以下「乙駐車場」という）を避難場所（以下「避難場所」という）として提供すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、救援活動のために実施可能なこと。
- 2 乙駐車場における利用可能範囲については、あらかじめ甲乙協議の上、決定するものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時等は文書により前条第1項の協力を要請するものとする。

- 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し物資要請書（様式第1号）又は、避難場所開設要請書（様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

### （生活物資の運搬及び引き渡し）

第4条 生活物資の引き渡し場所は、原則乙店舗とし、甲の職員が生活物資を確認の上、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定場所に生活物資を乙が運搬するものとする。

### （供給報告）

第5条 乙は、第2条第1項第1号の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を物資供給報告書（様式第3号）により報告するものとする。

### （避難場所の閉鎖）

第6条 甲は、乙駐車場に開設した避難場所を終了させる場合は、乙に避難場所閉鎖報告書（様式第4号）を提出するものとする。

### （協力期間）

第7条 第2条第1項第2号に基づく協力期間は、第3条に定める甲の要請を受けたときから3日以内とし、甲は3日以内に他の避難所等へ避難者を誘導するなど対策を講

ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(費用負担)

第8条 第2条第1項に基づき乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 生活物資の供給に係る費用
- (2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 前項の規定による費用については、協力要請直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙が避難場所を避難者に提供した際、甲又は避難者の責に帰すべき事由により乙に損害が発生した場合、甲は当該損害を賠償しなければならない。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害時等に支障が生じないように、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届(様式第5号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議事項)

第12条 本協定に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月20日

甲 埼玉県東富士見市大字鶴馬1800番地1  
富士見市

富士見市長 星野 光弘(直筆)

乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号  
株式会社 LIXILビバ

代表取締役社長 渡邊 修(直筆)